

定期自主検査指針等の改正について

(公 社) 建 設 荷 役 車 両 安 全 技 術 協 会

1 主な改正内容

定期自主検査指針(以下「指針」という。)等の改正内容は、多岐にわたりますが、主な改正事項としては、関連通達を含めて以下の7点となります。

(1) 電子制御式エンジンの測定

電子制御式エンジンについては、エンジン等に取り付けられたセンサーからの情報によりエンジンの状態を制御していることから、検査では、異常を示すモニター表示の確認で良否判定を行って良いこととされました。

(2) 燃料噴射装置の検査方法

最新機器では、ディーゼルエンジン燃料噴射装置のノズル部に不良があった場合に、噴射圧力が調整されたノズルチップが内蔵されているノズルアッセンブリごと交換していることから、噴射圧力測定を行わないで良いこととされました。

(3) かじ取り車輪等の検査方法

かじ取り車輪の検査については、機械が旋回できる十分な広さの場所を確保するところが困難な場合があることを踏まえ、機械が旋回した時の軌跡の半径の測定を不要とし、ハンドルの回転角度とかじ取り角度との関係を確認する検査方法に変更されました。

(4) 電気式パワーステアリング装置の検査方法

電気式パワーステアリング装置を装備したバッテリー式機械の使用が増えていることとを踏まえ、パワーステアリング装置用モーターのブラシの摩耗量を確認する等の検査が追加されました。

(5) 駐車ブレーキの検査方法

駐車ブレーキの効き具合の検査については、20%の勾配がある場所を確保することとが困難な場合があることを踏まえ、適切な方法で制動力を確認するなど、勾配を有しない場所でも検査が可能となるよう検査方法が見直されました。

(6) 機械等の構造の変化に伴う装置等検査方法

ガソリンエンジンの冷却装置のファンベルト等の検査については、緩み量等の実測を不要とし、ファンベルトの緩み、損傷等の有無を目視で確認する等、最新の機械の構造に合致した検査が可能となるよう検査方法が変更されました。

(7) 登録検査業者が具備すべき検査機器

指針の改正に伴い、建設荷役車両に係る登録検査業者が具備しておくべき検査機器の中から、ノズルテスターが削除されました。

2 建荷協からのお知らせ

建荷協においては、検査員(者)の皆様に指針改正についての理解を深めていただくため、改正のポイントを取りまとめ、また、解説資料を近々に建荷協HPにアップしますので、是非ご覧ください。

また、検査の記録表(紙媒体)については、

指針改正を踏まえた見直しを行い、令和6年度からの販売を予定しています。旧記録表（既存記録表）は加除修正してもご使用が可能です。

記録表作成支援ソフトについても更新を行う予定ですが、これについては別途HP内でご連絡を致します。